別表六の二(十一)付表の記載要領第１号中「特別控除）又は」を「特別控除)、所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成26年旧措置法」という。）第68条の13第１項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」に改め、「（次号において「平成24年旧措置法」という。）」を削り、同第11号中「平成24年旧措置法」を「平成26年旧措置法」に改め、同表を別表六の二(十)付表とする。

別表六の二(十一)の表中

取得価額の合計額 （別表六の二(十二)付表「８」の合計）	を	取得価額の合計額 （別表六の二(十一)付表「８」の合計）

に、

当期分の特別控除額 (9)－(10)	を	当期税 (9)
額控除額 －(10)	に、	調整前連結税額超過構成額 （別表六の二(二十)「26の②」） 当期分の特別控除額の合計額 (26)－(27)
	を	調整前連結税額超過構成額 （別表六の二(二十一)「31の②」） 当期税額控除額の合計額 (26)－(27)
	に、	平・・ 平・・ （別表六の二(二十)付表「39の②」）
		平・・ 平・・ （別表六の二(二十)付表「40の②」）
		平・・ 平・・ （別表六の二(二十)付表「41の②」）
		平・・ 平・・ （別表六の二(二十)付表「42の②」）
	を	平・ 平・ （別表六の二(二
		平・ 平・ （別表六の二(二
		平・ 平・ （別表六の二(二
		平・ 平・ （別表六の二(二

・
・
十一)付表「30の②」）

・
・
十一)付表「31の②」）

・
・
十一)付表「32の②」）

・
・
十一)付表「33の②」）

に改め、同表の記載要領第11号中「第68条の15の６」を「第68条の15の７」に、「別表六の二(二十)又は別表六の二(二十)付表」を「別表六の二(二十一)又は別表六の二(二十一)付表」に改め、同表を別表六の二(十一)とする。

別表六の二(十一)付表を別表六の二(十一)付表とし、同表の次に次の二表を加える。